

コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当行では、当行および三井住友フィナンシャルグループの経営理念のもと、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとして、その実効性の向上に取り組んでおります。

当行は、監査役会設置会社として、以下の体制を敷いております。

取締役会

当行の取締役会は、取締役12名（うち、1名は社外取締役）で構成されております。社外取締役には、コーポレートガバナンスに精通した専門家を迎え、当行の業務の適正を確保するため、外部の立場から必要な助言、提言を受けております。また、SMBCグループの一員として、グループ経営上の連携を確保する観点から、グループからも非常勤取締役を迎えております。取締役の任期は、経営環境の変化に迅速に対応し、職務執行の成果を毎年評価できるよう、1年としております。

2018年度に、①取締役会の構成、②取締役会の役割、③取締役会の運営、④社外役員へのサポート体制の4項目について取締役会の実効性評価を実施しております。今後も、議論の活性化のための十分な時間の確保、社外役員へのサポート体制の充実など取締役会運営の向上に努めてまいります。

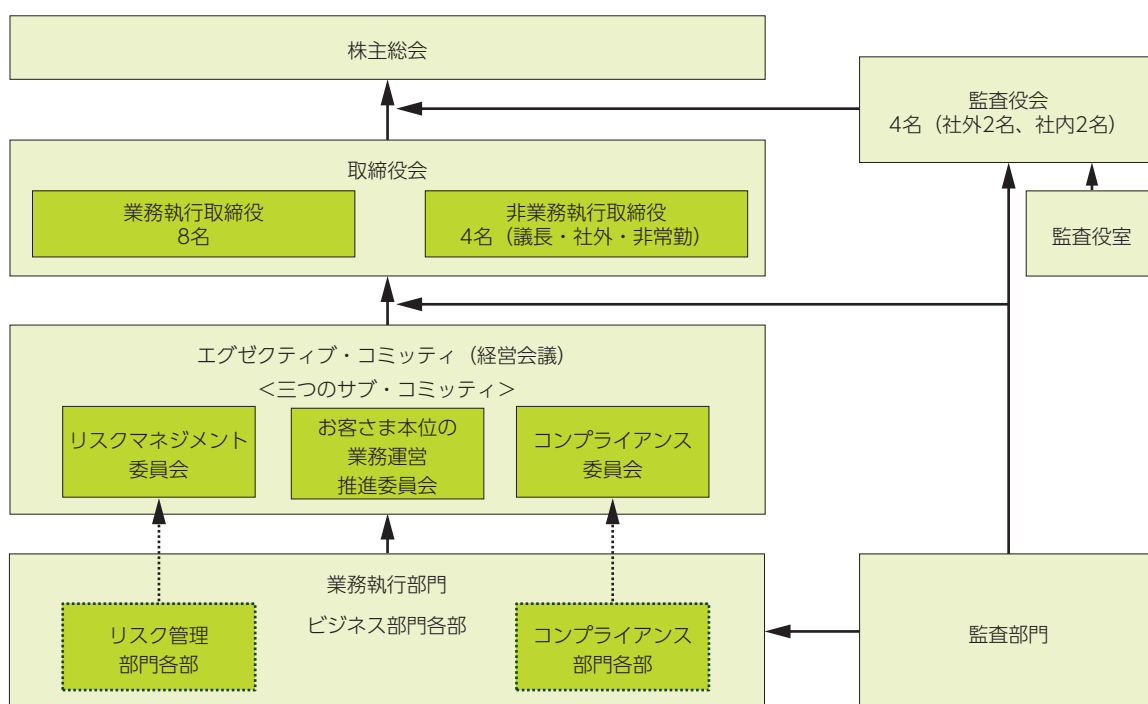
監査役および監査役会

当行の監査役会は、監査役4名で構成されており、うち2名が社外監査役です。

社外監査役は、銀行業務や資産運用業務などに長年従事してきた専門家です。社内監査役のうち1名は、SMBCグループから迎えております。監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、あわせて必要と判断される措置の要請を行います。監査役は、取締役の職務の執行の監査についての確、公正かつ効率的に遂行しており、当行の経営に対する監督機能は十分に果たされております。

エグゼクティブ・コミッティ

当行では、執行役員制度を導入しており、業務執行および内部統制その他に係る決定並びに報告を目的として、執行役員などで構成するエグゼクティブ・コミッティを設置しております。エグゼクティブ・コミッティは、最高執行役員が招集し、原則毎週1回開催しており、経営の基本方針に基づく業務運営方針、計画・予算に関する事項などの決定を行っております。決議は、メンバーが過半数出席し、出席メンバーで協議したうえで、最高執行役員が決定いたします。また、エグゼクティブ・コミッティには、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびお客さま本位の業務運営推進に係るサブ・コミッティを設けており、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびお客さま本位の業務運営推進に関する調査、報告および提案を行っております。



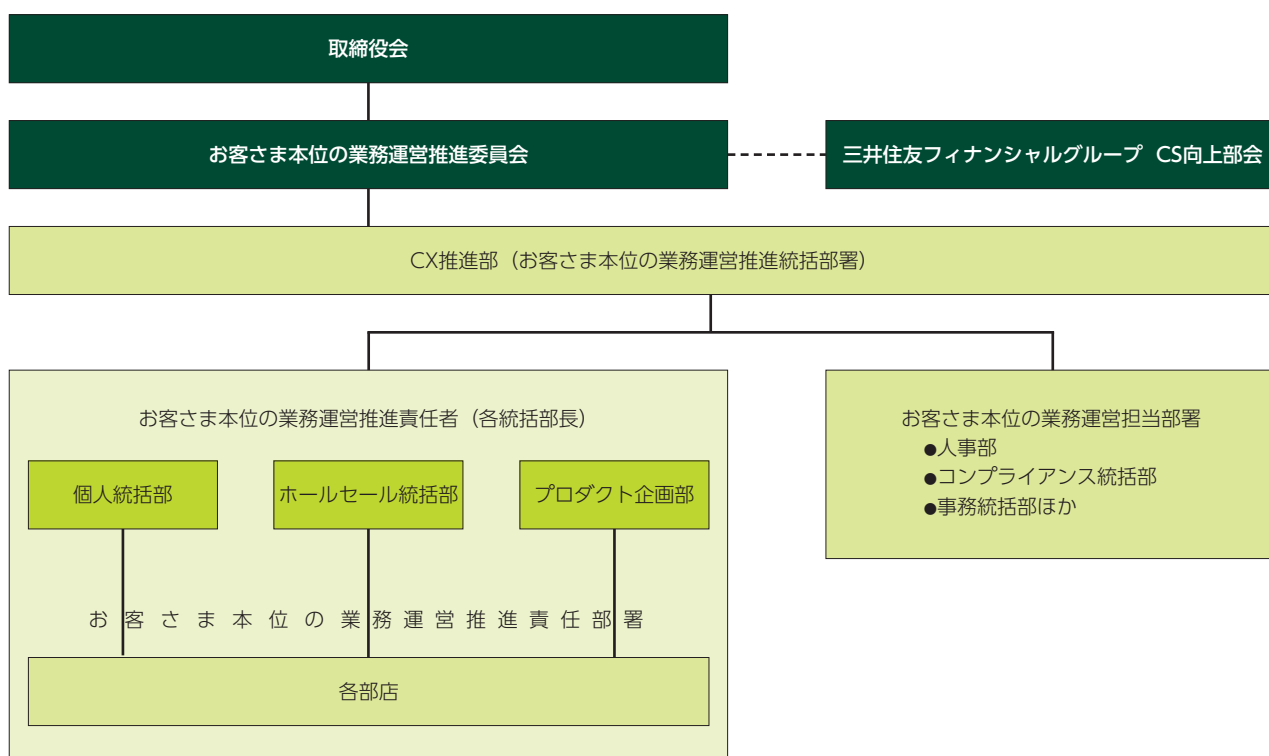
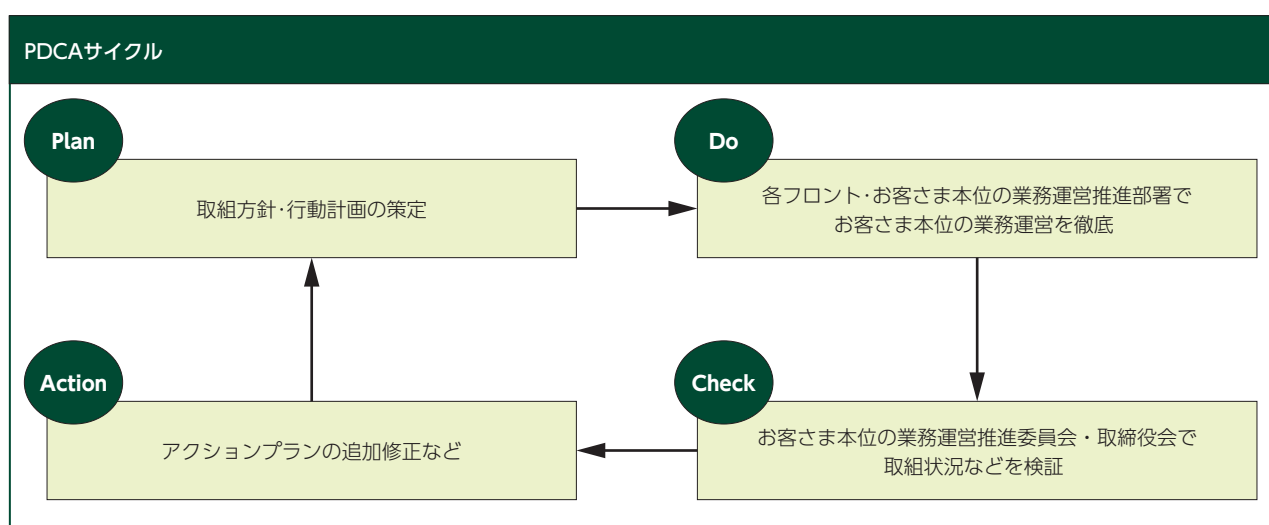
お客さま本位の業務運営

当行は、信託銀行としての受託者責任を誠実に果たすほか、SMBCグループの信託銀行として、2017年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」をグループ各社とともに採択し、SMBCグループの「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」とSMBCグループリテール事業部門における「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に則って、お客さま本位の業務運営を行っております。

これらの方針はSMBCグループの持株会社である三井住友フィナンシャルグループのホームページ上で公表しております。また、お客さま本位の業務運営実現に向けた取組状況を定期的に確認・検証し、その結果を公表することとしております。

当行は、お客さまから信頼され、選ばれる銀行となるため、商業銀行業務、資産運用・管理業務、不動産業務などの幅広い領域において、専門性、コンサルティング力を発揮し、付加価値の高い商品・サービスを提供するよう努めてまいります。

お客さま本位の業務運営体制



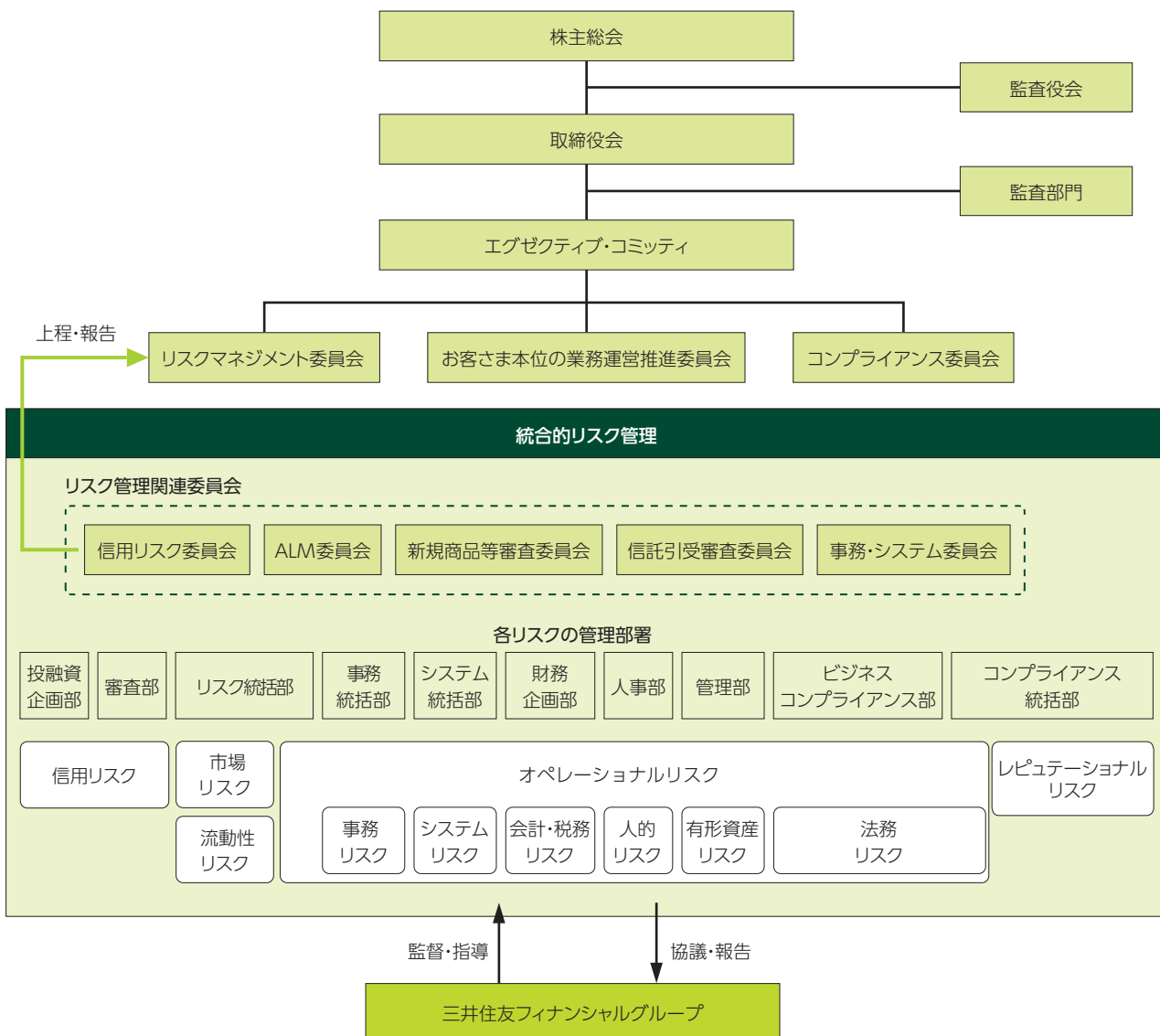
リスク管理体制

リスク管理体制の概要

当行は、預貸金業務や種々の金融商品、サービスの提供を行うSMBCグループの信託銀行として、リスク管理が経営上の最重点課題の一つであると認識しております。業務に付随するリスクが多様化、複雑化していくなか、当行は、異なるリスクを統合的に捉えて管理を行うため、リスク管理における基本的事項を「統合的リスク管理基本方針」に定め、エグゼクティブ・コミッティのサブ・コミッティとして、リスク管理部門担当役員を議長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク統括部をその事務局としております。

リスクマネジメント委員会において統合的リスク管理の状況の把握や必要な施策の協議が行われ、定期的にエグゼクティブ・コミッティに報告が行われます。その運営状況については取締役会による監督を受けており、リスク管理体制全般の有効性、適切性については、独立した監査部門による継続的な検証が行われております。

信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナルリスクなどの主要なリスクについては、各リスク管理部署が所管するリスクについて諸規程の整備を行うとともに、エグゼクティブ・コミッティが信用リスク委員会、ALM委員会などのリスク管理関連委員会を設置し、リスク管理関連委員会において各リスク管理に関する重要問題を協議して、リスクマネジメント委員会とエグゼクティブ・コミッティに上程・報告する体制としております。

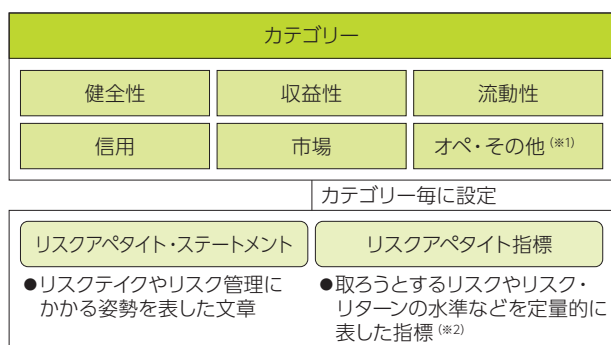


| 管理すべきリスク | 定義 |
|-------------|--|
| 信用リスク | 与信先の財務状況の悪化などのクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスク |
| 市場リスク | 金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク |
| 流動性リスク | 運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたりするリスク |
| オペレーショナルリスク | 不適切な内部手続、人的要因、システムまたは外部要因から損失が発生するリスク(事務リスク、システムリスク、法務リスク、会計・税務リスク、人的リスク、有形資産リスクを含む) |
| レピュテーションリスク | 上記、事象などの発生により当行の評判が失墜または毀損することにより損失を被るリスク |

リスクアペタイト・フレームワーク

リスクアペタイト・フレームワークとは、適切な環境・リスク認識のもと、収益拡大のために取る、あるいは許容するリスクの種類と量(リスクアペタイト)を明確化し、業務戦略に反映させる経営・リスク管理の枠組みです。カテゴリー毎に、リスクテイクやリスク管理にかかる姿勢を表したリスクアペタイト・ステートメントを定め、一部のカテゴリーについてはリスクやリスク・リターン水準などを定量的に表したリスクアペタイト指標などを設定しております。

リスクアペタイトの構成



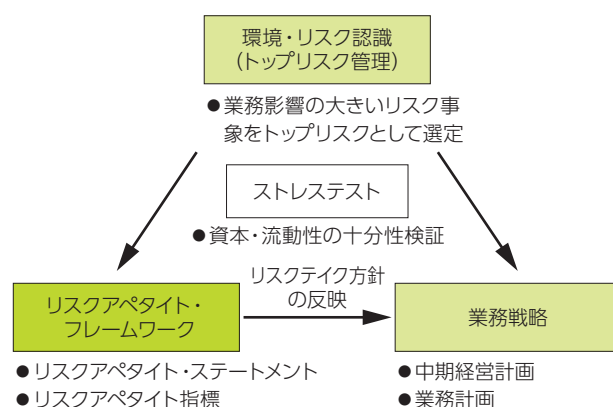
(※1) コンプライアンス、事務、システム等に係る事項

(※2) 別途、リスクアペタイト指標の変動の予兆やリスクの状況を把握するための指標を設定し、モニタリングを実施

リスクアペタイト・フレームワークの運営

当行では、リスクマネジメント委員会において足許および将来の業務環境などを踏まえ、経営上特に重大なリスクをトップリスクとして選定しております。各事業年度の業務戦略・業務運営方針については、ストレステストによるリスク分析の結果や、トップリスクなどを踏まえ策定しております。

期中においても、トップリスクを含む環境・リスク認識の適時適切な見直しや、リスクアペタイトの状況に関する定期的なモニタリングを行い、必要に応じて指標や業務戦略の見直しを行う体制としております。なお、一部の指標については、3段階の管理水準を設定してモニタリングを行っております。



ストレステスト

当行では、強い景気後退や金融市場混乱などの厳しい環境を想定したシナリオに基づくストレステストを実施し、マクロ経済環境の変動が、期間損益や自己資本などに与える影響を計測し、経営計画の妥当性や自己資本の充実度を評価しています。また当行では、上記の検証に加え、信用、流動性の各リスクについても適時ストレステストを行い、リスクテイク方針の策定や見直し等に活用しています。

三つの防衛線

バーゼル銀行監督委員会は、「銀行のためのコーポレートガバナンス諸原則」の中でリスク・ガバナンスのためのフレームワークとして「三つの防衛線」の考え方を推奨しております。これを踏まえ、当行では、各防衛線の役割と責任の明確化によるリスク管理の実効性向上・強化のため、以下の通り「三つの防衛線」を定義しています。

1. 第1の防衛線(業務部門)

業務部門は、各業務に内在または起因するリスクを自律的に管理・統制する責任を負います。また、当行全てに適用されるリスク管理に関する方針に則り、適用される法令諸規則などの遵守、部署内のリスク管理態勢整備およびそれらのモニタリング活動などを通して、各業務におけるリスクを軽減する責任を負います。

2. 第2の防衛線(内部管理部門およびリスク管理担当部署)

内部管理部門の各部署および各リスク管理担当部署は、所管するリスク管理に係る基本方針などを策定・

推進し、当行リスク管理態勢全般を整備する責任を負います。また、第1の防衛線が行う自律的な統制活動をモニタリング・測定・評価し、必要に応じて、各所管リスクを管理するための社内規程を整備するほか、第1の防衛線を含む各部署向けに研修および助言を行うとともに、第1の防衛線におけるリスク管理態勢の整備を指導、監督いたします。

3. 第3の防衛線（監査部門）

独立した監査部門は、監査計画をもとに、上記二つの防衛線の活動を独自に評価いたします。

統合的リスク管理

当行では、管理すべきリスクの種類を信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどに分類し、管理しております。また、リスクアペタイト・フレームワークやリスク資本管理の枠組みを通じて、体系的なリスク管理を実施しております。

リスク資本管理

当行では、統合的リスク管理の一環として、リスク資本管理制度を導入しております。リスク資本の管理とは、管理すべきリスク量を資本換算し定量化の上、リスクの領域毎に許容可能なリスク量の上限枠を設定し、当該上限枠のなかでリスク運営を行うことで、自己資本の充実性を維持しようとするものです。当行では、規制上の最低自己資本比率を安定的に上回る十分なバッファを勘案し、リスク資本の上限を決定するとともに、信用リスク、株式等リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクに係るリスク量を、各リスクの特性を踏まえ、リスク資本として定量化し、必要なリスク領域について極度管理を行い、さらにリスク資本の上限を超えない範囲で、必要な部門・部に対して適切かつ効果的な方法でガイドライン設定によるリスク資本の配賦を行うことを基本的な枠組みとしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などのクレジットイベント（信用事由）に起因して、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスクをいい、当行では、信用リスクの統合的な管理および個別与信ならびにポートフォリオ全体の信用リスクの定量的、経常的な把握、管理についての基本原則を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の体制を整備し運営しております。また、与信集中リスクを回避する観点から、自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、「大口信用供与規制管理規程」を制定しております。

さらに、信用リスクに関わる諸問題について協議、検討することを目的として、信用リスク委員会が設置されており、資産の自己査定を含む信用リスクを管掌し、経営陣に

よる関与の度合いを高めております。

信用リスク管理体制

当行では、投融資企画部が与信ポートフォリオの管理、運営方針などの企画、立案、実効性の高い信用リスク管理体制の実現に努め、定期的にエグゼクティブ・コミッティおよび信用リスク委員会などに信用リスク管理の状況について、報告する体制としております。審査部は個別与信案件の審査などを担当し、新規取り上げ時の審査を行うとともに、自己査定基準に基づき、定期的に個別資産内容の実態把握を行っており、審査部によるその適切性の検証、内部監査部による監査を通じて資産の健全性を確保する体制を整えております。

信用リスク管理方法

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持や改善を図るために、次の通り信用リスクの管理を行っております。

●自己資本の範囲内での適切なコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として信用リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対してリスク資本の上限を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

●集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の取引相手先に過度の信用リスクが集中しないよう、一定の残高基準を超える先について定期的にモニタリングを実施し、信用リスク委員会またはエグゼクティブ・コミッティに今後の与信方針などの報告を行う体制としております。

●問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権につきましては、信用リスク委員会などにおいて定期的なレビューを実施することなどにより、対応方針や、アクションプランを明確化した上で、劣化防止や正常化の支援、回収および保全強化策の実施など、早期の対応に努めております。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・価格などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク、また流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での資金調達

を余儀なくされるなどのリスクをいい、当行では、市場リスク・流動性リスク管理に関し、運営体制、管理の枠組みや方法などについて「市場リスク・流動性リスク管理基本方針」および「市場リスク・流動性リスク管理規程」を制定し、市場リスク・流動性リスク管理の体制を整備し、運営しております。また市場リスク・流動性リスクを当行の業務計画の実施に必要な範囲で許容するが、マーケットの変動による収益をあげることを目標としないこと、ならびに市場リスク・流動性リスクを許容するに当たっては限度枠を設定し管理することを基本方針としております。

市場リスク・流動性リスク管理体制

当行では、エグゼクティブ・コミッティが市場リスク・流動性リスクにかかる戦略、リスク許容度、選好度、リスク管理方針などの重要事項を決定し、取締役会がこれを承認する体制としております。ALM委員会は、エグゼクティブ・コミッティで決定された上記の重要事項ならびに市場リスク・流動性リスク関連極度の範囲内でALM運営方針などを決定する体制としております。なお市場取引を行う業務部門から独立したリスク統括部が、市場リスク・流動性リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的にエグゼクティブ・コミッティなどに報告を行っております。

市場リスク・流動性リスク管理方法

市場リスク・流動性リスクを適切に管理するため、市場リスクについてはポジション枠および損失ガイドラインを、また流動性リスクについては資金ギャップ枠を設定して、資金の運用・調達が適切に行われているかなどを確認する体制としております。また前述のリスク資本管理制度に基づき、市場リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の市場リスク資本の限度枠として市場リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対してリスク資本の上限を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、不適切な内部手続、人的要因、システムまたは外部要因から損失が発生するリスクをいい、当行では、管理すべきオペレーショナルリスクの所在とその影響度を把握したうえで、リスクの特性に応じて適切な管理を実施するため、「オペレーショナルリスク管理方針」および「オペレーショナルリスク管理規程」を制定しております。また事務リスクやシステムリスクに関しては、別途管理方針および規程を制定し、管理を実施しております。

オペレーショナルリスク管理体制

当行では、リスク統括部をオペレーショナルリスク全般の統括部署と定め、重要なオペレーショナルリスクの認

識・評価・コントロール・モニタリングのために効果的なフレームワークを整備するとともに、管理すべきオペレーショナルリスクの所在とその影響度を把握した上で、オペレーショナルリスクの特性に応じて、適切に管理する体制を整えております。

オペレーショナルリスク管理方法

金融業務の多様化、複雑化に伴い生じるさまざまなオペレーショナルリスクを適切に特定・評価・コントロール・モニタリングするための手法、態勢の整備および強化に取り組んでおります。また、各業務所管部署は、自部署に潜在するリスクと現在のコントロールを定期的に評価し、継続的な改善を行うとともに、経営陣にも報告する体制としております。

事務リスク管理

事務リスクとは、当行役職員が事務リスク管理基本方針、事務規程および事務手続に定められた通りに事務処理することを怠る、あるいは事故、不正などをおこすことにより当行が損失を被るリスクと定義しております。

当行では、事務統括部を事務リスクの管理部署として定め、行内における事務リスクを管理する体制を構築すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク顕在化による損失を最小限にすること、定量的な管理を行うことなどを基本原則とし、リスクベースで事務リスク管理の高度化を推進しております。

事務リスク管理基本方針の重要な事項については、事務統括部が立案し、事務・システム委員会およびエグゼクティブ・コミッティで決定の上、取締役会の承認を得る体制としております。また、事務リスク管理状況を定期的または必要に応じて事務・システム委員会に報告するなど、お客さまに対して高品質な事務サービスを提供できる体制の整備を進めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動など、不備または不正利用などにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、システム統括部がシステムリスクの総合的な管理を実施しております。また、セキュリティーポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスクの極小化を図ることのほか、コンティンジェンシープランを作成し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えるなど、システムリスク管理態勢の整備・運用に努めております。また、近年重要性が高まっているサイバーセキュリティについては、SMBCグループと協調し、当行態勢の整備や技術的対策強化を推進しております。

法令等遵守の体制

基本方針

当行は経営理念において法令遵守の精神を掲げており、これに則って健全な経営を行い、社会を含むステークホルダーから信頼される誇りある企業を目指しております。

取締役会をコンプライアンスにかかる重要事項の意思決定の最高機関とし、コンプライアンス部門担当役員を取締役会において指名しております。当行は、必要な社内規程などを整備し、研修などを通じて法令遵守の精神を役職員に周知徹底しております。

コンプライアンス上の問題を早期に把握し解決するために内部通報制度を整備し、行内のみならず三井住友フィナンシャルグループおよび外部にも通報窓口を設置しております。通報事案は、コンプライアンス担当役員および社長に報告する体制を構築しております。また、公益通報者保護法などに基づき、通報を行ったことにより不利益を受けることがないよう対応を図っております。

コンプライアンス体制

当行は、「コンプライアンス」を法令・諸規則、経営理念・社内規程の遵守に留まらず、さまざまな社会的規範などの遵守を含む概念として捉え、コンプライアンス体制を構築しております。

(1) コンプライアンス部門の役割

| | |
|-------------------|--|
| コンプライアンス 統括部 | <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス部門全体統括 取締役会・株主総会・コンプライアンス委員会運営 情報セキュリティ・個人情報保護 |
| ビジネス コンプライアンス部 | <ul style="list-style-type: none"> 商品・サービスのコンプライアンス領域全般 顧客説明管理、利益相反管理、広告審査 |
| 法務室 | <ul style="list-style-type: none"> 法務相談全般 契約・訴訟・文書情報管理 |
| AML 金融犯罪対策部 | <ul style="list-style-type: none"> マネーローディング対策 口座取引モニタリング 金融犯罪調査・管理 |

(2) コンプライアンス・オフィサーの役割

コンプライアンス・オフィサーは、本社各部や支店などにおいて当行のコンプライアンス部門と密接に連携し、法令などに違反するおそれがある行為を未然に防止し、研修などを通じて役職員のコンプライアンスへの認識を深めることでコンプライアンス態勢の強化に努めております。

また、コンプライアンス・オフィサーは、三つの防衛線における各防衛線の要であることを認識し、各部署の業務に内在または起因するコンプライアンス・リスクを把握・管理し、軽減する責任を負っております。

コンプライアンス部門は、コンプライアンス・オフィサーをサポートするために、定期的にコンプライアンス・オフィサーに対し研修を実施し、質の高いコンプライアンス態勢の構築を目指しております。

原則として各部署に1名以上、コンプライアンス・オフィサーを配置し、業務内容等に応じて、コンプライアンス・リスクの統括管理者として統括コンプライアンス・オフィサーを配置しております。

(3) 利益相反管理への取組

当行は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理するため、「利益相反管理基本方針」を定め利益相反管理体制を整備しております。

お客さまとの取引において、当行のグループ会社と取引などが発生する場合は、別途定める「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」も踏まえ、管理を徹底しております。例えば、グループ会社が提供する投資信託を当行が販売する場合や、信託財産の管理・運用をグループ会社に委託する場合など、お客さまへの重要な事実の情報開示のほかに選定経緯の検証、販売手数料・信託報酬の妥当性の検証などを行っております。

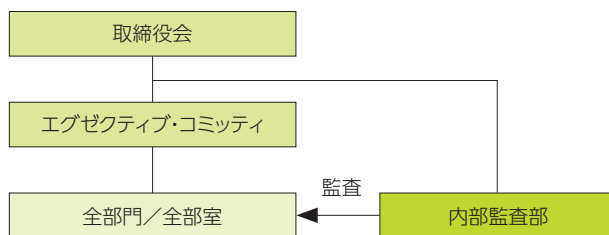
また、当行が取り扱う不動産関連業務においては不動産管理処分信託の受託の他に、当該不動産の媒介、コンサルティング、鑑定評価、アセットマネジメントなどの複数の業務を取り扱う場合、重要事実のお客さまへの開示、報酬の妥当性、鑑定評価の中立性の検証などを行い、利益相反取引を管理しております。

内部監査体制

内部監査部は、他の業務部門から独立した部署として業務の有効性と効率性、コンプライアンスやリスク管理、資産の健全性を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証しております。

内部監査部は毎年度、リスクの種類や程度に応じて、頻度および深度などに配慮した監査計画を立案し、実効性のある内部監査を実施しております。具体的には、特定の業務やテーマにフォーカスして部門横断的に検証を行う項目監査に加え、各部署の内部管理態勢全般の適切性を検証する拠点監査、自己査定および償却引当結果の資産監査を実施しております。

内部監査結果については、監査対象部署に対して報告書として通知すると同時に必要に応じて提言・指導を行っております。また、内部監査結果および提言を受けた監査対象部署による改善策のフォローアップ状況については、取締役会などに直接報告する体制としております。



指定紛争解決機関

当行が契約している指定紛争解決機関は以下の通りです。

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または
03-5252-3772

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817335 または
03-6206-3988

(4) 情報管理への取組

当行は情報管理の重要性を認識し、お客さまに安心してご利用頂ける信頼ある信託銀行であるために、情報の適切な管理を行う枠組みを構築しております。特にお客さまの個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針(株式会社SMBC信託銀行個人情報保護宣言)を制定し、公表することで本宣言に定めた事項を遵守しております。加えて、近年の著しい情報化の進展に適切に対応しながら、当行のお客さまの個人情報を保護するための情報管理体制およびその運用状況について、継続的に見直し、改善に努めております。

アンチ・マネーロンダリング (AML) およびテロ資金供与防止 (CFT) への取組

当行ではFATF*1などの国際機関の要請、OFAC*2規制などの関係国の要請、本邦および各国の法令に基づき、マネーロンダリングやテロ資金供与に関する規制違反を防止し、業務の健全性および適切性を確保するため、社内規程などを制定し、体制整備を行っております。

具体的には、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるマネーロンダリングやテロ資金供与に、当行の各種取引や商品・サービスが利用されることを防止するため、お客さまの本人確認、取引時確認や継続的な顧客情報管理、取引モニタリングなどのリスク低減策を実施しております。当行の取組みにつきましては、当行ウェブサイトに掲載の「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策への取組みについて」でご確認いただけます。

<https://www.smbctb.co.jp/aml/>

*1 FATF: Financial Action Task Force (金融活動作業部会)

*2 OFAC: Office of Foreign Assets Control (米国財務省外国資産管理局)

人材戦略

基本的な考え方

当行では、経営理念および経営方針、経営戦略を実現していくために、人事面の取り組みとして戦略的な人材育成や多様な人材が活躍できる環境づくりを推進しております。

人材マネジメント方針

目指すべき組織の在り方や人材像の実現のため、人材交流の活性化やキャリアの複線化を盛り込んだ人材マネジメント方針を策定しております。採用、育成、評価、処遇、配置における人材マネジメント方針を定義することにより、最高の信頼と新たな可能性を追求する「SMBCグ

人材育成方針

- 事業の健全運営のために幅広い知識・経験を持った人材の育成
- 指導的職位につく上級管理職候補の育成
- 最良の商品・サービス・ソリューションを提供できる信頼される人材の育成

ループの信託銀行」として、独自の商品と優れたサービスを提供する「個性溢れる組織」になることを実現してまいります。本人と上司との「対話」を重視したきめ細かいサポートを実施しております。

人材マネジメント方針

採用

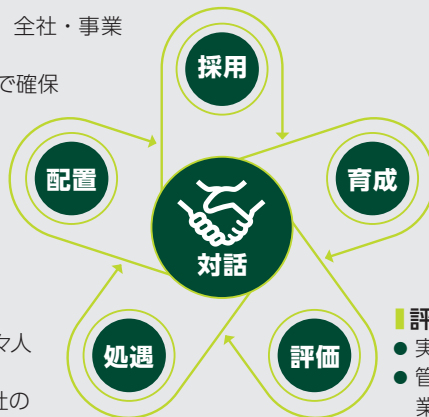
- 新卒を活用し、優秀な人材を早期に確保し、全社・事業（サービス）をけん引する人材に育成
- 競争力・ポテンシャルのある人材を中途採用で確保

配置

- 人材交流の活性化・個人の育成に資するローテーション
- 個人のキャリア志向・組織の状況を踏まえた柔軟な異動・配置

処遇

- 職責と評価に基づく公正な処遇とし、個々人の成果創出を促す
- 全社業績に賞与を連動することにより会社の一員としての意識付けを強化



育成

- スタッフを入口として、プロフェッショナル・マネジメントの複数のキャリアパスを明示し、個々人の成長の道筋を明確化

評価

- 実力本位・明確な評価に統一
- 管理職の評価スキルを向上させ、従業員の育成につながる評価を実現

●自律的なキャリア形成の促進

キャリアパスについては従業員の専門性を尊重したジョブレベル制を採用しております。スタッフ・ジョブを出発点にマネジメント・ジョブもしくはプロフェッショナル・ジョブの選択など、複数のキャリアパスを明示しております。また、キャリア希望などを個人能力開発計画として作成し、中長期的な展望に立ったキャリア形成を支援しております。このほか、行内の多彩な業務を知るための行内ジョブフォーラムの開催、年次の社内公募制度（キャリアエントリー制度）なども導入し、その利用を推奨しております。また、SMBCグループ内の公募制度も活用し、当社外での活躍機会の提供も行っております。

●能力開発支援

事業戦略の実現や戦略を支える人材を中長期的に確保、育成していく観点から、専門資格やビジネススキルの取得支援（資格報奨金制度）、階層別研修、他部署の業務や同僚を知るため各部署の業務内容をイントラで動画公開し、また実務体験ができる人材交流プログラムの実施など、自らのスキルを高める制度や知見を広める機会を提供しております。また、SMBCグループの海外拠点に派遣するなどグローバル人材の育成にも継続的に取り組んでおります。



多様性を尊重する社風と健康に働くことができる職場環境づくり

●ダイバーシティ&インクルージョン

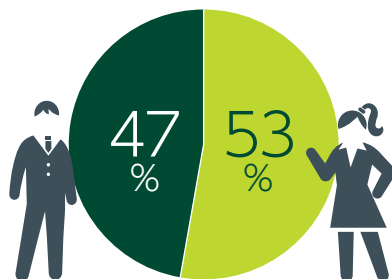
ダイバーシティに強みを持つ企業としてさらなる企業競争力の強化を図るため、ダイバーシティ&インクルージョン推進委員会を設置し、各々が活躍できる組織づくりを進めております。

介護休暇の有給化、主に男性従業員の利用を想定した短期育児休業制度、家族の体調不良などをサポートするためのファミリーケア休暇も新設し、すべての従業員が

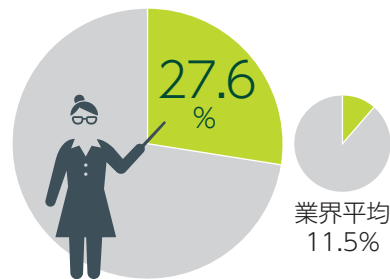
仕事とプライベートの両立に対して不安を抱えることなく活躍が続けられるよう、両立支援制度の充実や両立を理解し支援する職場風土の醸成に取り組んでおります。また、当行は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の定める「取組状況が優良な企業」として厚生労働大臣の認定を受け、同法認定マーク「えるぼし(3段階目)」を取得しており、女性管理職比率は業界平均を大きく上回っております。



女性活躍推進法
「えるぼし」認定3段階目



男女比率
(2020年3月)



女性管理職比率
(2020年3月)

●障がい者雇用への取組

企業の社会的責任を果たすため、障がい者の雇用に取り組んでおります。さまざまな業務開発や働きやすい環境づくりを通じて、従業員一人ひとりがその能力や適性を活かして活躍しております。また、パラリンピックの正式種目であるゴールボールのアスリートが在籍しており、ゴールボールの普及と強化に取り組む「一般社団法人日本ゴールボール協会」のサポーターを務めております。



●業務生産性の向上と柔軟な働き方の推進

多様な働き方を推進するため、テレワークや時差出勤を全社で奨励しております。全従業員が年次有給休暇100%取得を目指す施策も実施し、ワークライフバランスの充実も図っております。さらに当行ではIT技術を駆使した生産性向上も推進しており、ロボティクスプロセスオートメーション活用による業務効率化にも取り組んでおります。ワークライフバランスや業務生産性の向上を推し進め、従業員エンゲージメントの向上、働きがいのある職場の実現に努めてまいります。

●健康に働くことができる職場環境

働き方改革関連法の導入に合わせ、終業時間と翌日の始業時間の間のインターバルを11時間と定めるなど、すべての従業員が心身ともに健康で生き生きと働き、お客さまに高い価値を提供し続けられるさまざまな職場環境づくりに取り組んでおります。

持続可能な社会の発展に向けて

当行は、これまで以上に社会の健全な発展に貢献していく姿勢を明確化するため、経営理念に「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」を追加し、SMBCグループとして新たに策定した「SMBCグループ サステナビリティ宣言」(*)と、2030年までの10年間の計画「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」(*)に基づき、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

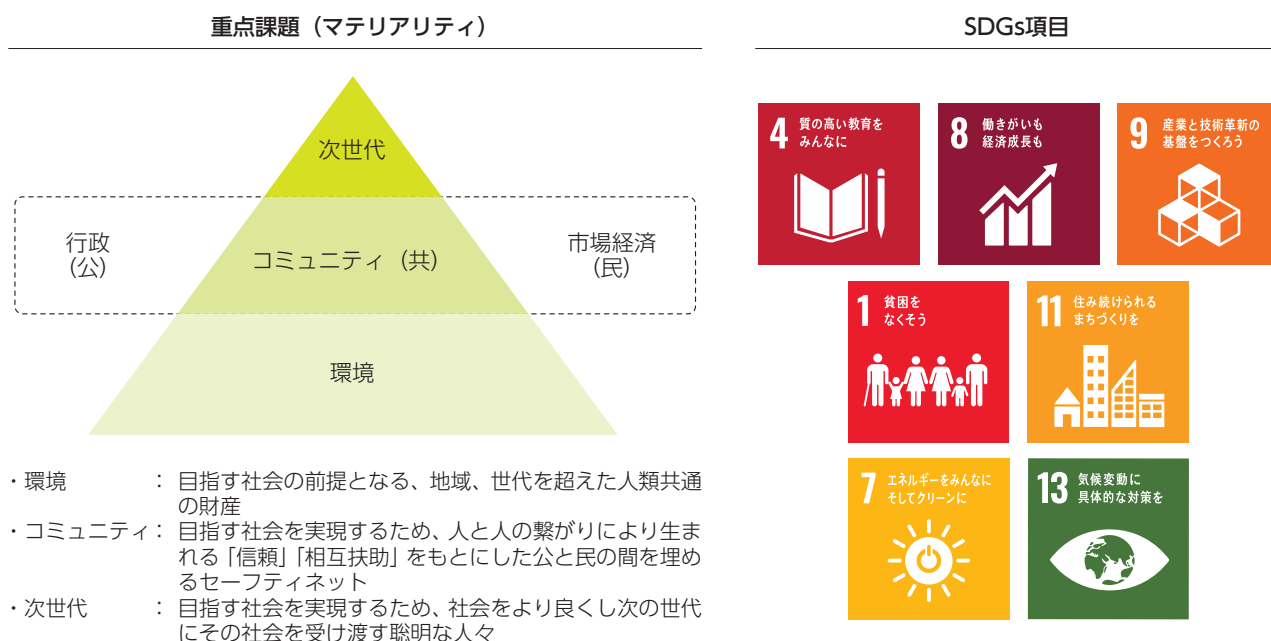
(*) SMBCグループ サステナビリティ宣言、「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/

SMBCグループとして取り組むべき重点課題(マテリアリティ)

SMBCグループは、ステークホルダーからの要請に応え、社会課題の解決に貢献していくために、「環境」「コミュニティ」「次世代」を重点課題に設定しております。また、SDGsが目標とする2030年を見据え、取り組むべき項目・課題を明確化し、活動しております。

当行は、「外貨」「不動産」「信託」の3つの機能を活かしながら、グループ各社と連携し、当行ならではの取り組みを推進してまいります。



主な活動事例

環境

●再生可能エネルギービジネス

太陽光発電設備および敷地の使用权(所有権、賃借権または地上権)を受託し、信託財産を管理するとともに信託受託者として売電により得た収入を原資に受益者への配当を行うなど、再生可能エネルギービジネスへの取り組みを行っております。



●従業員による地域清掃活動

SMBCグループ各社と合同で、従業員参加によるクリーンアップイベントとして神戸市須磨海岸の清掃活動を通じ、地球環境の大きな課題の一つでもある海洋資源保全に取り組みました。



コミュニティ

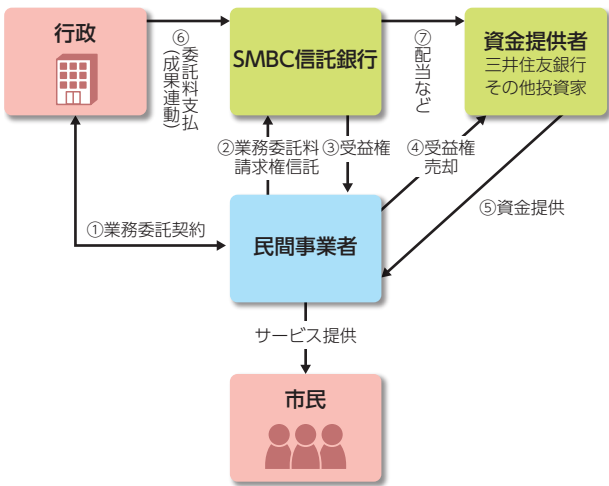


●ソーシャル・インパクト・ボンド

三井住友銀行と協働し、社会的課題の解決を目的とした官民連携スキームである「ソーシャル・インパクト・ボンド」の取り組みを推進しております。

2017年7月に神戸市の糖尿病性腎症等重症化予防事業、2019年9月には豊中市の禁煙事業において、いずれも本邦初の取り組みとなるソーシャル・インパクト・ボンドを組成しました。当行は、民間事業者が自治体にサービスを提供する上で必要な事業資金の調達を、信託機能の活用によりサポートしております。

この取り組みは『令和元年度 地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」』に選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）の表彰を受けました。



●障がい者スポーツ支援

障がい者スポーツ支援の一環として、「一般社団法人日本ゴールボール協会」のサポーターを務めております。体験会の開催、従業員ボランティアの各種大会への派遣などを通じて障がい者スポーツの普及、発展をサポートしております。

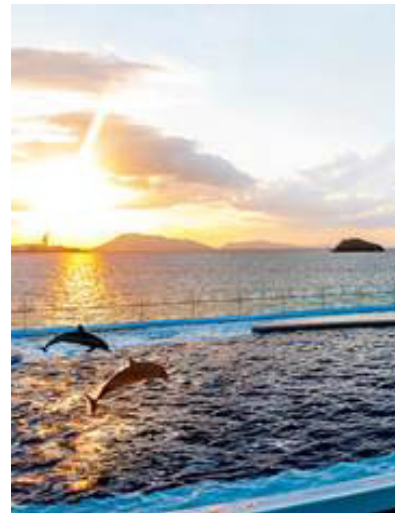


●地方創生ビジネス

地方創生案件として取り組んだ四国水族館（香川県宇多津町）が2020年4月に開館しました。

当行は、水族館の土地・建物を信託財産として受託すると共にアセットマネジメント業務を通じて水族館の運営をサポートしております。

引き続き地方創生および地域活性化の取り組みを推進してまいります。



●国際協力団体との協働による 発展途上国支援



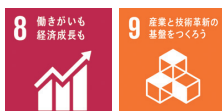
国際協力団体であるNGOシャプラニールと協働し、本店および東新宿出張所にて、「フェアトレード物販会」を開催しました。ネパールとバングラディッシュの貧困、ジェンダーなどの課題解決に対し、現地で生産された手工芸品や生活雑貨、食品の購入や従業員による寄付を通じて、国際的な社会課題支援に取り組んでおります。



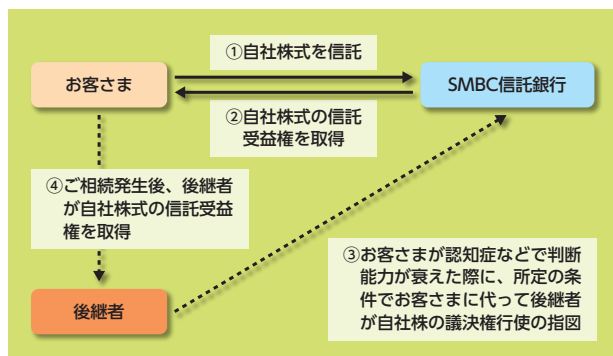
次世代

●信託機能を利用した認知症 対応型の事業承継支援

高齢化社会において、「次世代の後継者へ自社株主を承継する道筋を決めておきたい」、「将来、認知症などで判断能力が衰えた際、議決権が行使できないことによる経営リスクに備えたい」など企業オーナーの悩みが顕著化しております。このような人生100年時代に想定される社会課題に対応する金融ソリューションとして、認知症特約付遺言信託を提供しております。



<認知症特約付遺言代用信託の概要>



●次世代への質の高い教育支援

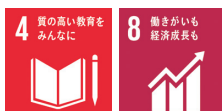
経済教育団体ジュニアアチーブメントと品川区が共同運営する小学5年生向けの経済教育プログラム「品川スチューデント・シティ」に協賛しております。実際の店舗を模したブースを出店し、従業員をボランティアスタッフとして派遣するなど、次世代を担う子供たちをサポートしております。また京都女子大学への金融教育出張講座や Society5.0時代に向け、滋賀大学とデータサイエンスにかかる教育および研究の分野における連携・協力に関する協定を締結するなど、産学連携による次世代への教育支援に取り組んでおります。



滋賀大学での出張講座

●「PRESTIA College」研修を 通じた人材育成

2019年4月より、営業担当者のコンサルティング力強化を目的とした研修「PRESTIA College」を実施しております。個人ごとにカスタマイズした「アラカルト型」の研修を取り入れることで、人生100年時代において、多様化する顧客ニーズへの対応力を強化し、さまざまなソリューションを提供しております。



●若手アーティスト支援

若手アーティストの活動支援の一環として、当行本店および東新宿出張所、大阪出張所に女子美術大学と大阪芸術大学の学生による作品を展示し、芸術を志す学生をサポートしております。

